平成２２年（フ）第９０６号
北九州市小倉北区京町１丁目６番３号
破産者　門垣　成人
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２７３号
長崎県長崎市新戸町２丁目11番６号、開始決定時の住所長崎県長崎市滑石４丁目27番３号
破産者　松谷　　敦
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷369番地
破産者　松野　美子
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷196番地７　フォーレスＳ　Ｉ102
破産者　松本　雅洋
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５２０号
札幌市手稲区前田８条15丁目12番22号、開始決定時の住所北海道北広島市輝美町５番地１　Ａ６―31
破産者　永井　良則
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０３６号
北海道江別市高砂町36番地の３　アメニティロイヤルＢ棟101号
破産者　川畑　裕介
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８７号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目９番地の９
破産者　森　　勝男
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
仙台市宮城野区岩切字昭和東129番地　清風荘６
破産者　千葉　昭美
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６５６号
仙台市青葉区堤通雨宮町４番37―1303号
破産者　齋藤　唱一
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
山形市飯田２丁目６番８号　エスポワール佐藤Ａ　105号
破産者　庄司　光宏
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７３号
群馬県太田市富若町670番地１
破産者　吉澤　　茂
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１４号
東京都墨田区向島２丁目７番１―101号　アビタシオン桜橋、申立時の住所東京都墨田区緑４丁目24番13―802号
破産者　山本　剛順
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７９号
長野市稲里町中央３丁目11番５号
破産者　赤羽　幸美
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
長野市金井田161番地５　セブンタウン102、前住所長野市大字東和田767番地16
破産者　前田　和弘（旧姓齊川）
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８６２号
名古屋市港区須成町３丁目１番地の12、開始決定時の住所名古屋市港区高木町５丁目38番地の６　コンセール善進701号
破産者　岩井機設こと　岩井　久光
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９３０号
名古屋市港区稲永２丁目１番２―608号　みなと稲永住宅
破産者　城谷　義正
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１５５号
愛知県春日井市堀ノ内町１丁目２番地１
破産者　酒井　孝幸
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１７５号
名古屋市名東区牧の原１丁目1512番地　メゾン五反田407号
破産者　西岡　　実
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部